

第 13 回 協 議 会

(平成 1 5 年 1 0 月 9 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第13回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年10月9日

開催場所 とっとり花回廊（会見町鶴田） フラワードーム研修室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 板 秀樹 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町教育委員会次長 永江多輝夫
西伯町教育委員会次長 長尾 健治 会見町産業課長 三鴨 義文
西伯町産業課長補佐 長尾 佳史 会見町産業課長補佐 仲田 憲史
西伯町産業課主幹 真壁 紹範 西伯町産業課主幹 谷田 英之
会見町教育委員会主任調査員 新井 宏則 西伯町教育委員会主事 大塚 壮

(開 会 13時30分)

奥山室長 皆さん、こんにちは。委員の皆さん、傍聴者の皆さん、それから報道の皆さん、本日の第13回合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。

10月になりまして晴れの続いておる毎日でありまして、農作業も順調に進んでいるようでございます。

本日は会場をとっとり花回廊の御好意によりまして、施設をお借りいたしまして開催させていただきたいと思っております。引き続きまして皆様方の合併への取り組みに御協力をお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第13回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員並びに西伯町の板委員が御欠席でございます。したがって、現在17名のうち15名の方が出席であります。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりますと委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長挨拶であります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

今日もすばらしい秋空に恵まれまして、ここ花回廊の方で合併協議会を御案内いたしましたところ、お忙しかったと思っておりますけれども、御参集をいただきましてありがとうございます。

前回9月30日に第12回の会議を開催いたしまして、この間、県内ではさまざまな動きがあったわけでございます。まず、智頭、岩美の両町で先週の日曜日に住民投票が行われまして、智頭では合併協議会の設立が住民の意思で示されましたし、岩美ではまたそれが単独でいくという結論になったようでございます。また、昨日は天神川の流域の合併協議会から三朝町さんが脱退をするということが報じられまして、きょうの新聞でも大きく取り上げられております。また同じく、会見町の住民団体の皆様方より署名の請求が昨日はなされまして、早速昨日の夕刻から署名とりを取りかかられたというような動きがあるわけでございます。

ことほどさように合併につきましては中途でもこのように瓦解してしまう可能性もござ

いますし、また住民の皆さん方もこれで決着がついたというようなことには多分ならないわけでありまして、賛成も反対もいずれも新たなまた課題を抱えての大変な困難なスタートになるのではないかと、そのように私なりに感じたところでございます。

本この協議会は、本当に委員の皆様方や職員の皆様方も御協力をいただきまして、大変順調に今日まで来ておりますけれども、どこでどのような課題が待ち構えているかもわからないというように思いまして、改めて気持ちを引き締め直すところでございます。私どものこの合併協議会がそのまままた会見町の住民の皆様方の評価、審判を受けるというように思うわけでございまして、ひとつ従来以上にまた御協力をいただきまして、住民の皆様方に合併の成果といいましようか、夢ある合併をなし遂げたいと、このように思っておりますので、引き続きましてよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、10月の実は2日の日でございましたけれども、この両町の町長、助役、合併協の事務局などと一緒に、拡大の幹事会というようなものを開催いたしまして、新しい町づくりの建設計画、大きな事業をどのようにしたらいいのかというような大ざっぱなすり合わせといいましようか、こういうことを開催させていただきました。いわゆる合併協議会の議案に提案する前段のさらにまた前段というようなことだというように御理解をいただきたいと思っておりますけれども、これは片山さんのおっしゃる談合ではございませんで、あくまでも事務の調整というように御理解をいただいたらというように思います。すべての案件がとにかくこの協議会上がってくるというように御理解をいただきまして、それまでには担当課長同士あるいは事務方同士、いろんなレベルでの話し合いはあるわけでございまして、それをもって談合というようなことには私はならないと思っておりますから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

きょう、先般の課題でございました文化振興業務あるいは社会教育業務という、これからの町づくりに大変重要な案件について御協議いただくようになっております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶にかえたいと思います。

奥山合併推進室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が行うとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 私の方で議事進行を進めさせていただきたいと思っております。

まず、議事録署名委員の指名でございますが、森岡幹雄委員、宇田川弘委員さん、御両

名をお願いをいたしたいと思います。

早速でございますけれども、協議事項に入らせていただきます。

1番、文化振興業務についてを議題といたしたいと思います。

事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、文化振興業務の取り扱いについて。新町におけます文化振興業務の取り扱いについては、平成15年9月30日開催の西伯町・会見町合併協議会第12回会議提案事項第1号のとおりでございます。

前回の提案の中で、文化財の別紙の一覧表の中で、会見町の指定文化財の説明の中で、町指定文化財の仏涅槃図の話が出てます。それに「仏」はいらぬのじゃないかというような御意見がございました。また、同じく越敷山地蔵尊、また献水鉢の田住区の管理につきまして、17年度はもう3,500円をゼロ円にするというような質問がありまして、それに対しましては本日回答するという事になっております。

説明につきましては教育部会の会見町教育委員会の担当の方から御説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

坂本会長 事務局。宇田川さん。

宇田川補佐 御説明申し上げます。

まず、最初に越敷山地蔵尊並びに越敷山献水鉢の管理に対しまして3,500円の補助金を17年度からゼロ円ということで提案させていただきましたが、基本的な考え方は、これら地蔵尊並びに献水鉢、それぞれに対して地区が保存または掃除等含めて、そういった活動をされとるかということではありませんので、これらについては補助金をやめるという考え方でございます。

もう1点、雲光寺所蔵の仏涅槃図の件ですが、これは県の文化課を通じまして、文化課の方に照会しましたけれども、文化課が指定しております国の重要文化財並びに国宝については、「仏涅槃図」の表記があるということで、ちなみに京都の高野山・金剛峯寺の国宝・涅槃図は、「仏涅槃図」という表記がありましたので、これはもうこちらの方の文化財保護審議会に御審議いただきまして、この「仏涅槃図」の表記でよろしいのではないかとこのように思っています。以上です。

坂本会長 ただいまの今回の会議でいろいろ疑義のあった点などについて説明をいただ

きました。このことについて委員さんの方で何かございますでしょうか。

佐伯委員。

佐伯委員 越敷山地蔵尊、それから越敷野の献水鉢の関係ですが、17年からは現行3,500円の予算も削ってゼロにするということなんですが、原案はですね。それに対しての答弁が、地区が活動しているということがないというようなことから、これは今、当然ゼロ円でいいじゃないかと。いわゆる基本的には個人、それから公の地区、地域それを分けたものに対しての活動してないということで削るという形であるわけですが、それぞれ今回の提案の中に、いわゆる現行予算のついてあるのが17年からはゼロとなるということで、それぞれこれ本当の活動とか、あるいはそういう面でどういうぐあいに文化財として一般町民の方にPRなりなんなりをしているのかというようなことがあればお聞かせ願いたいわけですが。

坂本会長 宇田川君。

宇田川補佐 ちょっと言葉が足りないところがあったかと思いますが、地区が活動してないということではなくて、これらについての保護活動がないんだと。ですから、ここに至る道なんかの掃除は確かに田住区なんかやっていたらという事実はあるんです。

PRの件ですけれども、教育委員会の方の出しております「ふるさとの史跡めぐり」であるとか、そういった冊子の中では紹介しておりますので、そういったことが一つのPR活動かなというふうに考えております。

佐伯委員 それなりに意義があるという答弁だったと思いますが、例えば私の出身であります諸木の後塚山古墳、岩田和徳さんの所有なんですけども、これについても地主さんに了解を得ながら、例えば文化財保護委員の方なりなんなりで草刈りなり、あるいは雑木の伐採なり、ボランティアでしていただいているわけですが、それに付随して、区としては道の草刈り等々を現在は行っているような状況なんです。これ3,500円がどうかこうとかという意味じゃなくて、私が言いたいのは、要するに文化財というのはかけがえのない大きな財産である。そういうものに対してただ単に切っているのかということでお尋ねしたわけで、それがそれでいいということになれば、当然これは切って、ないがしろにするということではないわけですからいいですけども、ただ単に予算上、少しでもというような意味合いから切るということになれば大きな問題ではないかということをお聞きしたかったわけでございます。それに対しての考え方なりをひとつお聞かせもらえればと

と思いますが。ありますか。

坂本会長 宇田川さん。

宇田川補佐 先般御説明させていただいた同じ形になるかもしれませんが、個人の所有に尽きるもの、あるいは原則としてこのたびからやらさせていただくというような考え方ですので、ただし非常に保護すべきところが広範囲にわたるようなところ、とても個人の手に負えないようなところは、当然地区の方で管理されております。具体的には区で管理されておるといふ形とられておりますので、そういったところは非常に些少ではありますがけれども、今までの制度をそのまま生かしていくという考え方でいきたいというふうに思います。

ただ、これらの文化財が天災であるとかそういったことでいろいろなところが傷んだということになれば、当然それはもう町の文化財として指定してあるものですから、個人であろうが区であろうが、そういった御相談には乗っていかなくてはいけないというふうに思いますし、そういった活動がまた文化財を後世に保っていく活動になるんじゃないかなというふうには考えております。

佐伯委員 済みません、もう一つお尋ねのような形になってきますけども、例えば今現在、会見町では古墳なり、あるいは文化財それぞれに対して、部落の入り口なり、あるいはその周辺なりに看板が出ておりますが、それに対して、この看板そのものはどこからどういうふうにして設置されたのか、それを今後どういうふう守っていくのか、あるいは今現在立てられている看板等々、いわゆる歴史上こうだあだということが、細かく年代も見ながら記述したものが大きな看板に出ております。そういうことで、他の町村あるいは歴史に興味のある方等々が見学というか、調査なりあるいは勉強に来られるわけです。そういうようなときに、まあ倒れかけておるようなことじゃいけませんし、道順がわからんようなことでもいけませんというようなことで、今後そういうものに対しての予算的な措置なり、あるいは守っていくべき姿というのはどういうふうにするか、お聞き届けおきたいと思いますが。

2点ですね、今現在設置してあるのはどういうぐあいな状態で設置されている、予算的なものとして設置されたのか、今後どういうふう守っていくのかについてお尋ねします。

坂本会長 宇田川君。

宇田川補佐 今、佐伯委員がお話しされたのは、会見町内にあります木づくりの掲示板

がありますし、いわれを書いた看板があります。これら非常に、それぞれ担当が違ってお
りまして、木づくりの標示板につきましては観光の方で設置されたもの、それから今、ア
クリル性の板のようなもの書かれてあるのは教育委員会の方で設置したもので、それで
県の指定文化財等、県の文化活動等々に依拠しながら、古くなったらそれは新しくしてお
りますし、こういった格好で進めておりますし、町の方ももう何年前に新しく作りか
えたものもあります。観光の方の方向指示をしております標示というんでしょうか、何と
いうんでしょうか、ああいったものにつきましては、町内統一した形でつくられておりま
すから、当然それが古くなれば字が見えなくなったり、曲がったりということがあ
るんですが、それは当然直していくべきものだというふうに思っています。

佐伯委員 それ、済みません。

坂本会長 はい。

佐伯委員 その今言われました、例えば観光ということでの観点、それから教育とい
うことでの観点、それを今度は逆に破損した場合の修理の方法、あるいはどこからの予算的
な措置、それは当然考えておられると思いますので、そういう面についても極めて御検討
願いながらお願いしたいと思うわけですが、いずれにしてもこの金額そのものがどうか
いうことではなくて、基本的にこういうふうになりたいということが、こういうふうにあ
ってしかるべきだということが求められるじゃないかなと。先ほど言いましたように、文
化財なりなんなりというものは、非常に私どもの祖先から引き継いだ財産だというふう
に受けとめております。家でいえば、それぞれずっと引き継いだ家訓というようなもんが
あるわけですが、町としてこういうこと、県として、国としてのそれぞれの守っていく
べきものがその文化財ということになるんじゃないかと思っておりますので、それら
を踏まえながらもう少し前向きにお願いできればなと思っておりますので、いか
ように今後、例えば先ほど言いました観光面だとか教育面だとかいうようなこと
で、どういうふうなつながりを持っていけるのかお聞きしておきたいと思
いますが、どうでしょうか。

坂本会長 佐伯委員、文化財が大切だということはだれも認識しておるところでござい
まして、担当の部局の方もそれはそれで十分考えながら進めていかれるというように思
っておりますが、今日のはまあひとつ、いわゆる両町でやっておりますことの調整とい
うこととございまして、一つは今後の決意というようなことについては、これはま
あまた別な機会にお願いしてやっていただけませんかでしょうか。

佐伯委員 はい、わかりました。

梅原委員 議長。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 この文化財ですけども、両町の文化財についてはわかります。ただ県、国ということになると非常に重みのあるものが文化財になっていると思いますね、中身としては。ということで、国や県はそれなりの補助あるいはこのごろ報酬とかなんとかいろいろやるときには、国あたりはそういったものに対して幾らかの面倒を見てくれるわけでしょうか。その辺はどうでしょうか。

坂本会長 どうぞ。

新井主任調査員 国の重要文化財、会見町に1点、西伯町に2点ございますけども、これの管理等については、県立博物館の方に依頼しておいて、県立博物館の方で預かっているだけでありますし、県の指定文化財等については、先ほど出た看板等については順次調査を行っており従って必要であれば県からの補助で修理していただくということです。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 文化財保護につきましては、先ほど佐伯委員の方から詳しいお話がございました。用意しておりましたけども取り下げます。

文化振興施設について、かつてその任に当たっておったものでございますから、その立場から希望意見になると思いますけれども、一言申し上げておきたいと思いますが、板祐生記念館と併設をして現在機能しております西伯町さんの歴史民俗資料館、私もこういうことは好きでございますから、何回もあそこへ上がって特別展も見せていただきましたし、それから板先生にも教えを請うた一人でございますので、大変親しみを持って見せていただいております。大変静かな場所でええ施設だなあということを感じるわけですが、毎回特に強く感じますのはやっぱり入館者の問題でございます。特に町内の皆さん方がどれぐらい利用されておるだろうかということ、非常な関心を持っておるわけでございますが、先般の会議で大体年間3,000人程度であろうというお話がございましたので、ある程度の納得はしたわけでございます。ただ、今度両町が一緒になった新町の歴史民俗資料館としてどうだろうかということをお考えすると、やはり位置的な問題が一つ上がってくるというふうに考えるわけでございます。

それと会見町の方の事情でございますが、これに類する施設が現にはございまして、し

たがいまして、20年前ぐらいでしたか、全町から集めました資料、これ実物でございますが、それからいろんな場面での発掘調査で出土しました埋蔵物、こういったものの保管場所がございませんもので、狭い倉庫に押し込んでおいたり、あるいはプレハブの収蔵施設で何とか間に合わせようというようなことで、なかなか学習に活用できるというような状態になっておりません。特に県下でも数件しかないような大事な寺内古墳の陶棺といったようなものも、まず引っ張り出すことが不可能ぐらいな状況になっておるといようなことから考えますと、やはり新町における歴史民俗資料館としてどういう規模のものをどこへやったらいいかというようなことを、やっぱり一つの大きな課題として取り上げていただくようなことができれば、非常に喜ぶわけでございます。

これはひとつ希望意見として申し述べておきたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。議案第1号、文化振興業務の取り扱いにつきまして、今いろいろ御意見をいただきましたけれども、そういうことも踏まえながら、原案のとおり御承認をいただくということで進めさせていただいてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは、議案第1号、文化振興業務の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

次、社会教育業務につきましての協議についてお諮りいたしたいと思えます。

事務局の方から御提案いただきたいと思えます。

奥山室長 事務局でございます。4ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第2号、社会教育業務の取り扱いについて。新町における社会教育業務の取り扱いについては、平成15年9月30日開催の西伯町・会見町合併協議会第12回会議提案事項第2号のとおりでございます。

前回の提案の中で、子ども会のあり方とか公民館主事の配置状況等々が意見ないし質問がございました。いずれもその場で対応して、了解いただいております。

女性教育の会見町の夢つくる女性の会の方がその扱いについて、各種女性団体の組織を一括して提案した方がいいではないかというような御意見もあったところでございますし、一度協議会におきましてそれなりの説明もさせていただくというようなことで課題になってございます。

同じく、教育部会の会見町教育委員会の担当の方より御説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

坂本会長 宇田川さん。

宇田川補佐 会見町の方にあります夢つくる女性の会というところで、現在4万5,000円の補助を行っておりますけれども、たしか磯田委員さんの方から御指摘がありましたように、女性のいろいろなグループを将来的に一元化してはどうかというような御提案だったというふうに思いましたけれども、確かにそういった連絡協議会とかそういった形で県内の活動している団体もあるというふうにこちらの方も確認しておりますが、将来的な目標として、そういったあり方でもいいのかなと。ただ、現在特に課題のところに書いてございますように、男女共同参画を進める女性の団体というのは、教育委員会部局以外に活躍されとる場合もありますので、そういったところと協議を進めながら、この女性の学習機会を保障していく施策っていうのは、今後の課題として検討していきたいというふうに考えております。

坂本会長 前回の御質疑などの中で、疑問な点や課題になっていたことについて、今、事務局の方からそれぞれ回答なり答弁がございました。そういうことを踏まえまして、御質疑や御意見はございませんでしょうか。

橋谷委員。

橋谷委員 じゃあ女性の教育のことですけども、私も総合計画の策定の中にかかわっております、女性教育っていう言葉が今回の総合計画の中では削除されました。女性はこれだけいろんな場面で学習してますので、女性教育って取り上げるっていうんじゃなくて、もう今や男女共同参画っていう、そういう方向でテーマを推進してますし向かっております。新しい総合計画書もちょっとゆうべ見て見ましたけども、西伯町も会見町も大体同じような形で男女共同参画ということを前面に押し出した社会づくりということを打ち出して、その中で女性の抱えている課題を解決していこうというふうに出ておまして、これでいいと思います。

この11ページの中で、会見町の例によるっていうことが前回出てましたもんですから、磯田委員さんが御指摘されたんですけども、確かに女性はいろんな組織がありますので、ただ夢つくる女性の会だけではなくてたくさんありますので、やっぱりいろんな場所に、市民の会とかたくさんありますけども、ネットワーク化しまして、それを総括するところがやっぱり男女共同参画社会づくりの、そういう推進協議会みたいなところが取りまとめ

ていったらいいと思うんですけども、組織のネットワーク化が必要だと思います。年に1回ぐらいは女性の祭りみたいなことで情報提供、交換をしたり、それから異年代交流をしたりすることが必要だと思います。

それから日常的に公民館とか教育委員会あたり、どういうふうになるかわかりませんが、窓口を設けていただきまして、いつでもそこに相談できる窓口が欲しいと思います。これからのいろんな情報の受信、国内外の情報の受信、それから町内の皆さんへの発信の基地として、そういうような基地とした役割というんですか、そういうようなことを私はちょっと考えてみたんですけども、いかがなものでしょうか。

坂本会長 相談窓口とかネットワーク化とか、特に聞いておりました女性教育という言葉は取り上げなくてもいいというお言葉だと思いますが、その辺の当局の見解はどうですか。

はい。

宇田川補佐 この女性教育に対する考え方はどうかと言われますと、男性の側に女性教育に対応する言葉があるのかというのではないわけございまして、二昔ぐらいまではまだ婦人教育というふうな呼び方を社会教育の中では行われていた時代があります。それは男女共同参画社会を目指すこういった営みの中で、これが婦人教育が女性教育になり、さらにまた進歩していけば、当然この女性教育という言葉はなくなっていくべきものではないかなというふうには考えております。ただ、現段階でまだまだとは言いましても、男女共同参画の推進会議の皆さん方、構成されている皆さん方は女性の方が大変多いですし、女性固有のグループのグループが大変多くありますので、将来的にはこういった表記がなくなっていく社会教育というのがあるべき姿かもしれないというふうに考えてはおりますけれども、今の段階では即これをなくしてしまうということになれば、新たな機構を、先ほど橋谷委員さんから御指摘がありましたように、行政側に設けていくというようなことが必要なのかなというふうに考えております。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 今の橋谷委員さん、それから専門部会の方からおっしゃったとおりでよろしいんですけども、女性教育はこれからもずっと続けていかなければならないと思うんですよね、男女共同参画があっても。ただ私が指摘しましてのは、前回、「会見町の例による」という文言をもっと幅広い文言に直されて、そしたら皆さんがこういうことを考えていくんだってということで広がりがあるんだけど、これだけだったら新町で調整するっていう

ことでいいわけですがけれども、今おっしゃったこととお聞きしますと。私がこだわったのはそのことなんです。幅広い意味で教育ってということは考えていきてもらいたい。ただここに上がっているから、会見町の例にするっていうふうになってるんじゃないかなと思ったものですから。まだ活動して、予算をもらわずに活動していらっしゃる団体はいっぱいあるんですよね。だから補助がなくなっただけで、団体をつくればこの予算でたくさんの人集めて講演することはできるんですよ。私はそのことを言いたいんです。だから、文言をもう少し幅広い文言にさせていただけたらと思ったものですから。で、新町で調整していただけたらそれでいいんです。橋谷さんが言われたことも含めて、それから専門部会の今の発言も含めてのことをしていただけたらいいわけ。別にここでもうとやかく言う必要はありませんので。時間も、この場で今そういうことをとやかく言っている時間ではないと思いますので、私はよろしいです。

坂本会長 磯田委員、従来今日までのこの協議の中で、西伯町がやっていなくて会見町がやっている場合には会見町の例によるということにしまして、そういう表現の仕方をずうっとしてきておりますから、この女性教育の部分については会見町ではある、これを16年度は会見町の例によってやろう。17年度以降は新町で調整すると、そのように御理解ください。

磯田委員 多分そうだと思うんですけどもね、……。

坂本会長 そういうことで御理解ください。そげでしょ。

ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 ページ数でいくと、8ページの一番終わりの社会教育主事の関係についてちょっと御意見を申し上げておきます。

先般の提案のときに御質問をいたしましたところ、両町ともに大体定められた数の有資格者が配置されておることがわかりましたので安心をしておるわけですが、この有資格者というのは、40日以上にわたる所定の講習を受けて資格をいただいた方でございます。そういう面からいって、ある程度筋金の通った職員であるということから、我々の方では専門職員というふうに呼んでおるわけですが、この職員のありようによって、非常に一町の社会教育というのは様変わりをするということは、過去の経験の中で十分見せていただいております。人材を得るか得ないかということが非常に大きく左右する。ところが、二、三年で実績を上げた職員の方がすぐぱっとほかの方へかわらせら

れるという例が非常に多いわけですね。やっぱり腰を据えて何年かじっくりとこういった専門職員はその任についていただくということが大事ではなかろうかと思っておりますので、特に新町になりました時点でそういった点は十分御考慮をいただきたいということが1つでございます。

それから、大変済みませんけどももう1点、これは12ページの青少年教育の関係でございますが、これはこの項に限らずその前の項にも青少年に対する扱いについてはいろんな施策が掲げてございますが、よかれかしということで子供に対する施策がいろんな方面から切り込んでいかれるということは、まあこれは大変、ある面ではありがたいわけですが、ある面では大変混乱を生じる。対象者は1人というかももう決まっておりますが、もう施策はいろんな方面から降り注ぐように行われていく。それがそれぞれ余り効果を上げずに推移してしまうというようなことでございますので、青少年教育についてどこが一体コントロールをするのかということをしつくりとやっぱりそれぞれの自治体でお考えいただいて、そこでコントロールをしながら、例えば学校で学んだことを地域や学校でどんどん生かしていくような活動ができる、例えば団体育成であるとか、子ども会育成も含むわけです。そういったような方向に導いていくということを大きな一本の柱にして、それにずっとみんながそれぞれの施策に寄ってくるようなあり方というのが望ましいではないかというふうに思っておりますので、この点を希望をいたしておきます。これもまた新町送りになりますけどもね、お願いしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 今の御意見に関連してますけども、それにかかわる教育における親の学習の場のことなんですけども、11ページに子育てネットワークとして西伯町に一貫した子育てのための連絡会議として、きちんとどういう方がメンバーにおられて、何人いて、月に1回その連絡会議を実施しておられるっていうのが出ております。学習の機会がいろいろあって、保護者も大変忙しいと思いますけども、決まった人が定期的に子供のために集まって会議をするっていう、この姿勢はすごく大切だと思ひまして、私はこれちょっと注目いたしました。駐在さんが入っておりますし、できたら保護司さんあたりも入られた方がいいと思うんですね、新町になった場合に。やっぱり定期的に集まって一貫した会議を続けていくっていう、この姿勢がとっても大切だと思ひましたので、一言感想を述べさせていただきます。

坂本会長 それぞれに新町での希望が述べられましたが、この提案しておりますことに

ついでの御質疑や御意見はございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 今、岡田先生なり橋谷さんが言われたようなことは本当にそれでいいですが、特に具体的な面でお尋ねしながら勉強させていただきたいと思うのは、9ページに指導主事、それから子ども週末活動支援事業というふうに書いてあるわけでございますが、このことで今先ほど岡田委員さんの方からもありましたように、子供ということをそれぞれこの場で社会教育業務ということで、それぞれ国の委託なりあるいは県なりということで、たくさんそれぞれ会見町、西伯町あわせて同じようなことが行っておられているわけでございます。その中で、特にボランティアリーダーの養成というもんがここにもあるわけですが、これここでのボランティアの関係と、それからちょっとこんがらがって私が思っているのが、社協の関係にもボランティアの関係が、活動なりなんなりで社協がやっておられる、ここでやっておられるというふうな、そういう面での形としては、これは一本なのか、それとも社協とこことはまた別個なのかということをお聞きしたいわけですが、どんなもんですかいね、これは。

坂本会長 それぞれの町のボランティアリーダーの養成について、事務局の方からお答えください。

宇田川さん。

宇田川補佐 社会福祉協議会の方で構成されていますボランティア団体というのは、もうはっきりそれは福祉ボランティアというような範疇に入ると思いますが、最近では、青少年育成にかかわるような福祉ボランティアもあるというふうには聞いております。ただ、この子ども週末活動支援事業の中で記載してありますボランティアリーダーの養成というのは、子供たちの週末活動を支援していただくためのボランティアの皆さん方ということで、この事業自体は国の委託事業でございます。そういったことで、西伯町、会見町ともに同じような形態でやらせていただいております。

具体的には、例えば囲碁であるとか将棋であるとかの指導を子供たちにさせていただく。そういった皆さん方を養成しておる。養成しておるといいますか、人材発掘をしながらお願いしていますということです。

佐伯委員 その辺ではなかるうかというふうには私も思っておりますけども、それで養成した段階で、何人ぐらいの養成されて、どういうぐあいな業務にされているのか、それともう一つは、社協との横のつながりなり、あるいは連携なりというようなことで、今そ

ういう面でも考え方なりなんなりは、どのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思うわけですが。

坂本会長 大塚君。

大塚主事 西伯町教育委員会の大塚です。

西伯町の例を申し上げますと、一応そこを書いてございますけれども、教育委員会事務局と社会福祉協議会と、両方にボランティアセンターということに位置づけて、どちらに相談に来られても対応できるような窓口を設けておりまして、そういう連絡調整に当たっては密にできているというふうに考えておりますし、先ほど、前の質問というか、意見にあったと思いますけれども、子育てネットワーク、この中にも社会福祉協議会が入っております。そこでもそういった連携がとられているというふうに考えております。

それともう1点、ボランティアリーダーの数ということですけども、西伯町で今現在、西伯町の教育委員会におります社会教育主事2名、それと社会福祉協議会におります職員ともう一人地域の方が1名という形で、大体4名ぐらいで運営しておるところでございます。以上です。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 福田委員。

福田委員 12ページの青少年教育、先ほどいろいろ述べられましたが、1点だけ考え方をもう一度聞きたいと思いますが、課題と調整方針の中で、特に課題の方では、再編及び自主運営という文言が入っております、調整方針では統合して実施をすると、こういうことになっておるわけですが、その下の活動については地域単位、括弧でこれこれ書いてあるわけでございます。したがって、括弧書きの中の地区、これは現況ではそうだっていうことで私も認識はするわけですが、将来的にこの地区を新町になった場合に、ストレートで考えていくのかどうか、その辺が、なぜかといいますと、特にこの新しい町になった場合のこの青少年活動におけるのが、下に書いてありますけども、根拠法令は鳥取県の青少年育成条例を中心に推進をされておるだろうというぐあいに思っております、特に旧西伯が6地区、旧会見が1地区ということになると思うんですが、地域ですから必ずしも対比で大きいとか小さいとかいうわけじゃございませんが、会見町の場合、新町になって、人口でいえば4,000人ぐらいの規模の地区、こういうことになるわけで、果たして受け皿と考えた場合に、既存やっておられることが一層充実をした方向にいくのかどうなの

か、あるいはその辺を議論の中でどのようにお感じになったのか、またそうなったときにはこの地域でそういうものを推進をしていくという行政の姿勢と、今申し上げました地域が、これはまあ非常に自主運営という文言を引き続き考えていく場合にどうかという、若干ちょっとまだ疑念を抱いたような感じがいたしますので、その考え方についてちょっともう一度お聞かせいただきたいなと思っております。以上です。

坂本会長 宇田川君。

宇田川補佐 調整方針の方に合併時に組織を統合して実施するというところでございますけれども、これは西伯町の方には町民会議、これも非常に歴史が長い団体だろうと思えます。県から国まで縦にずっとつながっている団体でございますけれども、会見町の方には青少年育成ネットワーク会議、これも発生は町民会議と同じ経過で発生しておりますが、これら両地区が一つの町になるということになれば、当然それはこの町を代表する青少年育成、どちらかの委員さんも言われましたけれども、統合してひとつネットワークの中心に置いてやっていくっていう形が一番いい形だろうな。ただ、活動については、やはり校区の問題であるとかそういったこと、今まで積んできておる実績を大事にしながらやっていくことの方が、一挙に看板が一つになったからすべて一つだという形ではどういうものが心配される部分が大変多いのではないかなというような気がいたします。

それから、福田委員さん御指摘の自主運営のところでございますけれども、社会教育の大きな仕事には、人材の育成、それとそれに対してまた指導、助言というようなことがあります。社会教育の環境整備もそうですけれども、これら3つのものは非常に大きな3つの社会教育の仕事だというふうに言われております。そういった中で、人材を発掘しながら、非常に自主運営に近い形を模索していくっていうことは、今は青少年、夏場はいろいろな問題が起き、大変これが問題が起こっておりますけれども、地区も西伯は6地区ですから、それから会見は一本ということですから、今まで積んできたそれぞれの活動に合ったまた特色ある活動ができるのではないかなというふうな考え方でございます。

坂本会長 福田委員。

福田委員 考えの中にはそうだろうと思えます。したがって、公民館も教育関係の流れの中にあっただけですが、公民館のいわゆる組織図というものは、前回示されまして、一応公民館、今後こういう運営形態の組織、機構だなということは理解をして、既に決定になっておるわけですし、その場合のいわゆる従来やっておったようなことと、その青少年教育がここに書いてある、いわゆる括弧の部分にこだわりはないと思えますけど、こうい

うことをつきつめて自主運営というのはそこを基盤として、行政サイドとしては引き続き拡充をしていきたいということに対する、逆に今までいろいろあったというのは、それぞれあると思いますけど、それはさておきまして、やはり新町になって大きくなるという中での受け皿的なこと、先ほどおっしゃいました人材育成の問題、いろいろ述べられましたけども、おっしゃるように本当は自主運営できちっといろんな面でよくなっていけば一番いいと思いますけども、それが行き届くかいなどうかという、特に西伯町の場合は比較的まだ小さくつくってあります。会見町の場合は全町ということでありましたから、果たしてどうかという疑念がちょっとあったものですから、再度その辺を聞いたわけでございます。

例えば、こんなことを言っちゃいいか悪いか、旧町村、いわゆる西伯町の場合はほとんど東西町の地区以外は旧校区単位で活動してきておる歴史があるんですね。ところが会見町さんの場合は、賀野と手間村ですか、2村合併、当時知りませんが、2つが合併して1つで運営をされて、いい意味では一つにしてやっておられると。それから西伯町ですね、その地域・地域によっていろいろ活動の分野っていうのは特色を生かして努力されておることも私はよく承知をしておりますので、できる限り身近なところでやっぱり取り組んでいくことが大切じゃなかろうかなと思っておりますので、この括弧でそこに書かれた、こだわるわけじゃございませんが、この地域単位ぐらいで、してくださいとまでは申し上げませんが、活動については地域単位、これは非常に結構なことだと思いますが、括弧で特に御指定がしてあるもんですから、その辺の考え方について、受け皿、その他等についての方針も含めて、再度聞いたということで受けとめていただかないと、また意見も取り違えがあっちゃいけませんので。以上でございます。

坂本会長 答弁、いりますか。

福田委員 いや、答弁いいです。今、聞いた中で。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 さまざまな社会教育に関して御意見が出ております。全くそのとおりだろうと思いますけども、いずれにしても教育委員会なり行政も含めたかたちで、どういうふうにして問題解決のために活動するかっていうことはこれは大事なことで、新しい町で十分考えていっていただくということで前提にして、提案をされておる調整方針については、私はこのとおりでよろしいというふうに思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

秦委員。

秦委員 質疑があって要望というふうな形になりますけど、私、青少年育成教育の関係で、町民会議にも一応参画させていただいておりますが、そこでいろいろ問題になりますのは、今の小・中学校を対象にした育成会議が、大体内容次第で情操教育の花つくる運動とか仲間づくりのキャンプとか、いろいろ計画の中で消化されております。P T Aの今の、特にお母さん方が自分の子の健全育成に対して熱意がございまして、活動は活発になっておりますが、私、いろいろ会議等で問題になります。低学年の部は情操教育っていうのはいろいろしつけ等、一生懸命家庭なり学校なりやっていますが、問題になりますのは、青少年教育の中の高校生サークルの関係で、高校生はP T Aがそんなに、まあ一人前に大きくなる最中がございますので、親からの意見もちょっと聞かんようになりますし、高校の授業が終わりますとフリーな時間となってくる。そういうことで、高校生の今の健全育成についての対策がちょっと欠けておるのではないかという考え方がするわけでございます。これは西伯町ではサークル翼とか、いろいろ団体、サークルのクラブがあるようでございますが、特に新町になれば、西伯町の例によると書いてございますが、17年以降合併したならば、新町でもっと高校生の仲間づくりの場所を一生懸命やるのが健全な青少年育成とすることになるのではないかと思います。

まあ私の考え方、意見等でございますので、答弁は要りません。

坂本会長 ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。さまざまなこの御意見をいただきましたけれども、御要望や御意見を踏まえて、当局の方では今後対応していただきたいというように思います。

そういうことで、この議案第2号、社会教育業務の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認をしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは、そういうことで取り扱いをさせていただきます。

きょうは予定をしておりました協議事項は以上2点でございます。

もうあと30分ほど頑張っていたきたいと思います。5番の提案事項に移らせていただきたいと思います。

(1) 番、産業経済部会、農林業務についてでございますが、実はこれは膨大な量がございますまして、本当に時間内に終わるのかなと心配を実はいたしております。説明も、それから質疑などについても、ちょっと簡潔に議事進行に御協力をお願いしたいというように思います。よろしく願いまして、早速事務局の方から説明をお願いしたいと思っております。

はい。

奥山室長 事務局でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

提案事項第1号、農林業務の取り扱いについて。新町における農林業務の取り扱いについては、別紙のとおりということで、提案事項の別紙をごらんいただきたいと思います。説明につきましては、産業経済部会、会見町産業課長、三鴨課長の方より提案をいたします。よろしく願いいたします。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 先ほど議長さんからありましたように、中身が非常に多岐にわたっておりますので、端的に提案をさせていただきたいと思います。

本日は持田課長が欠席ですので、かわりまして会見町の三鴨が説明いたします。西伯町の関係の方は、担当の方来ておられますので、こちらで補足説明があればいただきたいと思います。

項目と課題と調整方針という流れで御説明いたします。

三鴨課長 1番の農業振興の農政審議会につきましては、両町とも審議会でございますが、かなりのところで人員構成が違う、合併後に次年度の農業基本施策について審議する早期決定が必要ということでございまして、構成人員のところで、西伯町さんの数は13名の委員さんいらっしゃいますが、この中に6名の議会議員さんが参画しておられます。会見町の方、農政審議会の方は議員さんは1人でございまして、あと認定農業者さんですか、多岐にわたっております。こういうことが問題でございまして、調整方針としましては、構成は会見町の例によるというふうにさせてもらっております。これは議員さんが最高決定機関でございますが、そういう委員の中に議員さんが6名も入っていただくものはいかなるものかということで、御意見いただくにはそこまでおられなくてもいいじゃないかということで、会見町の形の方に調整方針では、部会としましては提案させてもらおうということにしております。

番、地産地消の件ですが、これは両方とも地産地消の推進してございまして、課題とし

まして、着手段階でありまして、試行錯誤の状態であります。県の支援事業とか活用しながら契約栽培等で需給調整が今後必要だと思います。これは調整方針としまして、新町において調整するというようにしておりますが、その中で、学校給食の関係が取り上げておりますが、それぞれの給食センター等で供給内容が違いまして、学校給食は各町のそのまま、各町の例によるというふうになっております。

番の就農基盤整備事業ですが、これは西伯、会見とも同一の取り扱いでございまして、それぞれ両町の制度によるということでございます。

それから、農地賃借料助成事業、会見町だけの実施でありまして、調整方針としましては会見町の例によるというふうにしております。

農村青年会議ですが、これも会見町だけの取り組みでございまして、調整方針は会見町の例によるというふうにしております。

番の特定農地貸付事業でございますが、これは西伯町のみの実施でございまして、調整方針は西伯町の例によるとなっております。

番の定年帰農セミナー、これは西伯町だけの事業でございまして、西伯町のみの実施でございますから、西伯町の例によるというふうにしております。現況の中身はそれぞれ申し上げませんので、省きたいと思っております。

大きい2番になりまして、水田農業の関係でございまして。番、水田農業経営確立対策、これもそこに転作という部分の水田の部分、確立対策ですが、課題としまして、配分の方法、確認の仕方、確認していただいたときの謝礼方法等が両町異なっております。それからこれも来年度から大幅に米政策の改革がなされまして、制度が大幅に変わってまいりますので、調整方針としましては、新町において調整していくという方向にしております。

番の21世紀水田農業確立対策でございます。これも県の事業でございまして、両町それぞれのメニューに従いまして実施しておりますけれども、課題としまして、補助対象者の選定基準が違うということでございまして、調整方針は16年度までにつきましては、それぞれ今の制度によりまして各町の例によりまして、17年度以降の事業実施につきましては新町においてそういった基準等を統一するというようにしております。

番の町単独転作奨励事業でございます。これは会見町のみの実施しておる事業でございまして、調整方針としましては、16年度につきましては会見町の例によりまして、17年度以降は新町で調整するというふうにしております。

番、大型営農事業です。これは財団法人西伯町農村振興公社、西伯町のみの実施形態

でございますが、部会としての調整方針は、16年度は西伯町の例により、17年度以降は新町で調整をするというふうにしております。

の集落営農組織の支援でございます。これは会見町の集落営農の推進に係る部分でございます。会見町のみが実施ということになります。調整方針は、16年度は会見町の例により、17年度以降は新町で調整するというふうにしております。

番、花壇整備事業でございますけれども、花壇整備事業は会見町の方が町単独で実施しておる事業でございます。調整方針としましては、新町において調整するというふうにしております。

大きい3番の地域農政の 番の農業経営体活性化事業、これは西伯、会見両町とも国の制度によりまして取り組んでおりますが、それぞれの、いろいろなメニューがあるようございまして、事業費と事業内容、それぞれ違った、詳細な取り組みは違っておりますけれども、調整方針としまして、16年度は各町の例による。17年度以降は新町で調整するというふうにしております。

番の農地銀行活動でございます。これも両町が同じ形で実施しておりまして、課題はございませんで、調整方針としましては、両町の制度によるという形にしております。

番、経営対策体制整備推進事業、これも両町同じ形で取り組みしておりまして、課題としまして、同一の制度ではありますけれども、マスタープランというのを作成しております。これの中身が若干違いますので、調整方針としましては、新町において内容ついて調整するというふうにしております。

番の農地流動化、これも西伯、会見ともそれぞれ実施しております。課題は、それぞれ町単独事業として取り組みを実施しております。調整方針としましては、新町において調整するというふうにしてあります。

番の地域整備促進関係ですけれども、課題としましては、両町の農政審議会、農業委員会との調整が必要であるということがありまして、調整の方針としましては、新町において調整することとしてあります。

大きい4番の農業基盤整備事業の関係です。 番の土地改良区でございます。これは西伯町土地改良区というのと、会見地区土地改良区という双方にありますわけですけれども、課題の中で、会見土地改良区の事務につきましては、16年度で完了する予定でありますので、その後の動向が今段階では明確になっておりませんので、検討中ございまして、したがって、調整方針としましては、新町において調整することにしてあります。

す。

小規模土地改良事業です。これは会見町が独自でやっている事業でございます。調整方針としましては、16年度は会見町の例によって、17年度以降については会見町の例によりますけれども、補助基準については新町において調整したいというふうにしております。

5番目の農業資金です。農業資金利子補給ですが、西伯、会見とも同一の取り扱いではありませんが、資金についての取り組み、詳細が若干違うところがあります。調整方針としましては、両町の制度によっていくということにしています。

農業信用基金出資金の関係ですけれども、これも両町同じ取り組みをしていますが、中身として出資金の額が違ってございますので、新町において調整するというふうにしております。なお、合併後の基金協会の方の考えですが、現段階でははっきり合併されて1町になったので1町単位という形に変えていくという部分に、まだ決定的なことが現段階では言えんということでございますので、報告させてもらっておきます。新町において調整するという事までとどめさせてもらいたいと思います。

次、6番目の、中山間地域等直接支払い、の中山間地域等直接支払い制度でございます。これも西伯町、会見町、両町でしております中山間地域の水田関係の協定関係をされておるところに助成金を出しておると形が、これは平成16年度で終了の予定でありまして、調整方針としましては、そこまでは両町の制度によっていくということにしています。

それから、の中山間地域等直接支払い推進関連事業、ソフト事業ですけれども、これも両町とも平成16年度で終了の予定でありますので、それまでは両町の制度でやっていくということにしています。

7番の県営中山間地域総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業ですが、これも西伯町、会見町、もう一つ岸本町も加わった中での取り組んでいる県の事業でございますけれども、課題としてはありませんので、今後とも事業推進していく、それぞれ調整は両町の制度のままで事業を実施していくということでございます。

8番目の畜産振興でございます。畜産振興奨励でございます。西伯町さんのみの実施でございます。調整方針としましては、16年度は各町の例により、17年度以降は新町において調整するというふうにしております。

高齢者肉用牛飼育奨励事業です。これは会見町が町単独で実施しておる事業でございます。

すが、調整方針としましては、16年度は各町の例により、17年度以降は新町において調整するという形にしております。これは先ほどの番と番のそれぞれの制度を新町においては並存したような形にするのか、あるいは西伯町の形の制度にしていくのか、ちょっとその辺は17年度で調整していきたいというふうに考えています。

それから番の和牛繁殖利子補助ですが、これは西伯町さんのみの事業でございます。調整方針は、16年度は各町の例による。17年度以降は新町において調整するということにしております。

の子牛生産検査業務委託、これも西伯町さんのみです。調整方針は、上と同じ文言でございます。

の肉用牛導入促進事業でございます。これも西伯町さんのみの事業ですが、調整方針も同様としています。

番の肉用牛特別導入基金、これも西伯町さんのみの実施事業でございます。16年度は各町の例による。17年度以降は新町において調整するとしていますが、そこでございます基金については新町に引き継ぐというふうにしています。

9番の林業振興でございます。町行造林、これは西伯町さんのみの実施事業でありまして、西伯町の例によるというふうにしています。

以下、林業関係につきまして、双方がしている事業は少のうございまして、西伯町さんあるいは会見町さんのみの事業が次々出てまいりますので、何度も同じ文言は省略させていただきますので、御容赦願いたいと思います。

次、番の林道管理ですけれども、これは両町が実施しております林道の管理でございますけれども、若干管理方法が違いますけれども、調整方針としましては、西伯町さんの例によるというふうに調整したいと思っております。

番の広域基幹林道、これは西伯町さんのみの事業でございます。調整方針は、西伯町の例によるということでございます。

番、緑水湖地区森林水環境総合整備、これも西伯町さんのみでございます。その次に中身として県営事業がありますが、これも西伯町さんのみの事業ですので、同様です。

番の危険木伐倒事業でございます。これは会見町のみの事業で、会見町の例による。

番、森林整備地域活動支援交付金、これは両町が実施しております。調整方針としては、国の制度にのっとった両町の制度によるというふうにしております。

番の県単治山事業は、これも両町で実施しておりますが、同一の事業でありますけれども、

ども、負担の割合が違うということでございまして、町と受益者の負担が若干違いますので、そこは新町により調整する。

10番、松くい虫防除でございます。松くい虫空中散布防除ですが、両町取り組んでおります松くい虫防除ですけれども、西伯町さんの場合は緊急防除も実施しております。調整方針については、両町の制度によるということです。

番、松くい虫被害立木伐倒駆除、これも両町で実施しております、両町の制度でいきたいというふうに思います。

番、松林保護樹林帯緊急造成、これも両町の同じものでございますので、調整方針は両町の制度によるとなります。

11番、有害鳥獣対策ですが、有害鳥獣対策駆除の関係は両町やっておりますけれども、中身につきましては、課題としましては、駆除の対象の鳥獣が違いましたり、委託料等の支払い方法等が違ってまいりますので、16年度についてはそれぞれ各町の例により、17年度以降は新町で調整するとしております。

番、イノシシ侵入防護柵ということで、これも両町ありますけれども、補助方法等の検討が必要だということでございまして、16年度は各町の例により、17年度以降は新町で調整するといいたします。

12番、施設の管理運営でございます。植物無菌培養施設、これは会見町だけの施設でございまして、調整方針としましては、会見町の例によりますが、使用対象者、料金徴収等は合併までに別途協議するというようにしています。それから17年度以降の、ここは非常勤の嘱託さんを指導員という形でついてもらっておりますけれども、17年度以降の雇用条件等については新町で調整するという形にしております。

それから 番の農産物加工施設は、これは両町ありますけれども、課題としましては、運営主体が違ってありますし、調整の方針としましては、各町の例にはよりますけれども、使用対象者でありますとか使用料金の徴収等は合併までに別途協議するというふうにしてあります。なお、ここにも指導員という形で町の嘱託職員でありますとか、会見町さんの方は非常勤の方とか嘱託さんとかついてもらっておりますけれども、これの雇用条件等は17年度以降で調整するというふうにしてあります。

次に参りまして、 番の会見・溝口・岸本地域振興株式会社でございます。これは会見町の実施でございますが、課題としまして、岸本町さんもございますし、関連した他団体との調整が必要でありますので、調整方針は会見町の例によるというふうにしており

ます。

特産センター野の花、これも会見町の花回廊のところにあります野の花でございますが、これも他町と他団体との調整が必要で、会見町の例によるということにしています。

農業者トレーニングセンターでございます。これは会見町に役場の横にあります農業者トレーニングセンターですが、調整方針としまして、会見町の例によりますけれども、使用対象者や使用料金の徴収等は合併までに別途協議するというようにしています。

番の農業環境改善センター、これは西伯町さんはプラザ西伯ですけれども、課題としましては、運営の形態が違うというふうな形で、方針としましては、各町の例にはよりますけれども、使用対象者や料金徴収等は合併までに別途協議する。

それから 番、大豆の加工所です。これは西伯町さんのみのものでございますが、調整方針としまして、西伯町の例による。使用対象者、料金徴収等は合併までに別途協議するというようにしています。

今まで出てまいりました使用対象者等といえますけれども、それぞれの施設で町民のみを対象にした、利用者は町民のみというような言い回しでしておるところがありまして、何度も出てまいりましたけれども、ここら辺の調整を、一般の方にも御利用いただくような形に変えていくのがどうなのかというようなところが今後の調整のせないけんというふうに考えておるところでございます。

番のバンガロー管理でございます。これは西伯町さんのみのものでして、西伯町さんの例によります。

それからふれあい広場緑水湖オートキャンプ場、これは西伯町さんのみのもので西伯町の例によるということでございます。

以下、健康増進施設「レークサイドアリーナ」、これも西伯町さんのみのもので。

林業者等休養施設、これも西伯町さんのみでございます。で、西伯町の例によります。

番、西伯町森林公園、これも同様でございます。委託の関係、管理委託の関係とも西伯町さんの例によります。

以下、今度は13番、自然休養村管理の関係で、これも西伯町さんのみのものでございますので、番、番、番、番とございますが、西伯町さんのみでございます。調整方針は西伯町さんの例によるとしております。

大きい14番、農地災害復旧事業です。農地災害復旧の受益者負担についてですが、それぞれ災害復旧事業やっておりますけれども、課題としまして、測試の関係の取り扱いが

若干違っておりました、測量試験費の負担を受益者の皆さんからいただくかいたただかんかということになっていることにずれがございますけども、16年度では各町の例によりますけれども、17年度以降は新町で調整するというふうにしております。ただ、この調整の方法としましては、測量試験費も事業費に含めて受益者の皆さんからいただくというような方向で調整はしていきたいというふうに考えております。

15番、農業用施設災害復旧事業です。農業用施設災害復旧事業は、これも先ほどの農地災害と同じでございます、負担割合が若干違いますし、測量試験の負担が違ってございます。16年度は各町の例によりますけれども、17年度以降は新町で調整するというふうになっております。これも受益者の皆さんに御負担いただくような形で調整はしていきたいというふうに思っております。

16番の林道災害復旧、林道災害復旧事業は、これも両町実施しておりました、課題としてはございません。16年度は各町の例によりまして、17年以降は新町で調整しております。

17番、その他の項でございますが、の富有の里会見町まつり、これは会見町が実施しております11月のそれぞれのイベントでございます、これも調整方針としましては、16年度は会見町の例によりますけれども、17年度以降については新町で調整をすることにしております。これの運営等は調整が必要だと思います。

番の農産物直売施設、これは西伯町さんの緑水湖のふれあい市ですとか、まごころ市、めぐみの郷等が直販で運営されておりました、調整方針としては、これも西伯町さんの例によるというふうな方針です。

以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

ここで10分間ほど休憩をしたいと思います。あの時計で3時10分まで休憩しますので、よろしくをお願いします。

(休憩 14時59分)

(再開 15時10分)

坂本会長 それでは再開をいたしたいと思えます。

提案をいただきました産業経済部会の農林業務について、御質疑や御意見をいただきたいというふうに思えます。

三鴨課長。

三鴨課長 済みません。先ほどの説明の中で、3点ほどミスがございましたので訂正をお願いしたいと思います。

13ページをごらんいただきたいと思います。13ページの森林整備地域活動支援交付金の欄で、会見町の一番下の行になります。西伯町さんの方は町内3集落とございますが、会見町の方もそれに対応した部分は町内同じく3集落が該当ですので、町内3集落と加えてくださいますようお願いいたします。

三鴨課長 13ページ、の。

坂本会長 町内3集落を会見町の方にも加えてくださいということです。

三鴨課長 はい、そうです。

それから14ページでございますが、大きい11番の有害鳥獣対策の欄のこれも会見町の欄ですが、イノシシ、カラスとあります。カラス駆除のところの予算額「120千円」の横に「(8ヶ月)」と書いてありますがこれはミスでございます、これは消していただきたいと思います。カラス駆除は2カ月ですのでこの「(8ヶ月)」は間違いでございます。削除を願います。

最後、もう1点ですけども、今度18ページでございます。のふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の西伯町さんのところですけども、14年度の使用料と委託金の金額が書いてございます。これは単位が円の単位でございます、千円の単位としておりますが、これは円でございますので、大変失礼をいたしました。

坂本会長 以上か。

三鴨課長 はい、以上です。よろしく申し上げます。

坂本会長 以上、事務局の方から訂正をお願いしましたのでよろしく申し上げます。

それでは、御質疑や御意見をいただきたいと思います。

森岡委員。

森岡委員 2つほど教えてください。

何ページっちゃうことじゃないんですけども、実は、各町の例によると。随所に使用対象者とか料金について、合併までに別途協議すると、こういう記述が随所に見られるんです。中には16年度は、今までの部会から出てきたの、大体16年度については予算措置なんかの関係もあるんで、その16年度は両町の例によって、17年度以降は新町において調整をすると、こういう提案が非常に、ずっとそうだったんですが、この本日の分には合併までに使用料だとか対象者を協議しますよということが、その記述があるわけです。

がな、これ10月に合併すればそれから後の新料金をつくったりや、あるいは使用対象者というものをみんなそれまでに決めとくちゅうことだろうと思うんですが、そういうふうにした根拠なり考え方を聞くことと、もう1点、これは7ページの大きい4番で、農業基盤整備、土地改良区の関係、会見町の場合には16年で完了すると。多分この完了ちゅうのは工事費の賦課金が完了するっていう意味だろうと思うんですが、検討中だちゅうことですけども、そこら辺のことと、西伯町の場合はもうちょっと賦課が続きますんで、賦課金徴収の業務があるんですが、その改良区についてどういう考えを持ってこんな形になっているのか、あるいは会見町の場合にどういう検討をされて、どこまで話がされて見通しがどうなっておるのかということがわかれば、これは、その部分は改良区の問題ですから、ちょっと7の辺り考え方、2点だけお伺いいたします。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず、前段の方のお尋ねにお答えしたいと思います。

使用対象者、使用料金について、合併までに調整するという事にいたしました理由でございますけども、実は書き物のレベルで比べておりましたら特に差がないんでございますけども、運用の範囲、当然裁量の範囲で運用が許されるわけでございますけども、その範囲の中で詳しく調べてみますと、先ほどちょっとございましたけれども、会見町の方側は、基本的には会見町の人にだけ使用を許可すると。これは全般の施設の考えのようでございます。西伯町の方は物にもよるんですけども、西伯町の人だけに限るもの、あるいは町の区域に関係なく貸している施設、こういうものがございます。新町になるまでに、なるべく早いうちに当然協議が調えばいいんですけども、最悪の場合ぎりぎりになるかもしれませんけども、遅くとも合併までに使用対象者等の考え方を整理しないとちょっと混乱が生じるという状況が垣間見えてまいりましたので、これは機会を改めまして、こういう箱物施設の利用体系について一括して協議をしていくということでこのような表現をさせていただきます。

後段につきましては三鴨課長の方。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 先ほどの西伯町土地改良区と会見土地改良区のところですが、会見土地改良区の方の、これも総会で決定になった事項ではありませんけれども、私の聞いておる範囲ですと、賦課徴収の業務が16年度で終わって、非常勤の職員さんを置いて、解散じゃなくて継続していきたいというふうに思っておられるようでして、その後、西伯町の土地改

良区と一緒にいただけるのか、あるいはまた新しい西伯町と合体した新しいものになれるのかちょっとわかりませんが、当分は名前は残して存続されるようですが、この辺の補助金の取り扱いは、それがちょっと見えませんと形だけっていうのですか、非常勤の方の運営、人件費だけについて補助していくなんていうことが本当に現実的であろうかということがまだ不明確ですので、姿が見えてから、新町になってから調整したいというふうに考えております。

坂本会長 よろしいですか。

森岡委員。

森岡委員 前段の使用範囲の関係ですけども、会見町に限っておられる、あるいは、そういう部分が合併すれば当然中身変わってくると思いますから、それは問題ないと思うんですけど、事務局からあったように、ほかにもあると思うんですね。農業関係じゃない、教育委員会関係の使用料の関係もあるはずなんですけども、それらについては新町調整の提案があってる。この部分についてはということがあるんで、なかなか整合性がとれないんじゃないかなという感じもするんで、そこら辺どうなっていますか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

実は公民館の部分につきましては、既に決定をいただいた各町の例によるということでございまして、この料金あるいは使用対象者につきましては、再度やはり御協議をいただく方がよろしいのかなと思いますので、お許しをいただければそのような形で、その部分に限っては再提案させていただくという、もちろんほかの施設等につきましても、再度提案させていただくということにさせていただいたらというふうに考えております。

森岡委員 よろしいですか。しつこい確認をしますけども、こういった類いのものについては、別途一つのものとして再度提案があると、こういう理解をしてよろしいわけですね。その点については了解をしました。

改良区の関係は、西伯町でも同じことが起こるんだろうなっていう、まだその話は出てないんですけども、ただもう五、六年、工事負担金の徴収業務がありますから、改良区同士の話がどうなっていくかちゅうことはまだ行政が管理をしてませんからあれですけども、今見通しのことを伺ったんで、また改良区の方とも話をしとかないかなのかなというふうな感じがしてますんで、ちょっと伺いたい。

今おっしゃったように、改良区そのものは残るであろうというふうに理解をしておいて

よろしいわけですか。

三嶋課長 はい。

森岡委員 了解しました。

坂本会長 ほかに。

宇田川委員。

宇田川委員 4ページの財団法人西伯町農村振興公社、これは例えば車両とか田植え機とか、そういうものはどのようなものをお持ちなのかということですが。

坂本会長 西伯町の方でお答えください。

長尾君。

長尾補佐 お答えしますが、先ほど三嶋の方から申しあげましたように、西伯町の方ちよっと課長が所用で出ておりますのできょう欠席しております、およそはわかるんですが、間違ったことを申しあげてもあれですので、再度確認しまして、次回お話しさせていただくようお願いいたします。

坂本会長 次回でなくて、電話して聞いてください、後から。

長尾補佐 電話して。はい、わかりました。

坂本会長 それ以外のことで。この件についてはしばらくお待ちください。

宇田川委員 はい、いいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

宇田川委員 もう1点、ほんなら。

坂本会長 どうぞ。

宇田川委員 これで見ますと黒字になっておってもこれは公社に、これ180万、15年度ですけど、14年度で400万ほど黒字になっておっても、これは補助金を出されるというのはどういう内容なのかということもお聞かせ願いたい。

長尾補佐 じゃあそれもあわせて調べて。

坂本会長 資料持ってきてないか。持ってきてないの。

長尾補佐 持ってきてないようです。

坂本会長 持ってない。

宇田川委員 じゃあよろしいです。

坂本会長 その件についても一緒に聞いてください。

農村振興公社以外のことで御質疑いただきたい。

塚田委員。

塚田委員 12ページの 危険木伐倒事業ということで、会見町の方で実施をされておるわけですが、調整方針、会見町の例によるということなんですけど、これはあくまでも個人所有のものに対しても公道等、公共のものに危険がある場合には、管理者にかわって伐倒するという事になっておるんですが、これのちょっと考え方を教えてください。例えば、地震のときにありましたよね。石垣あたりが公道に崩れ落ちる分についてはという例があったわけなんですけども、あくまでもこれは管理者である、個人所有の人の責に帰すべきじゃないかなと思うわけなんですけども、そのことについて。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 考え方は委員おっしゃられましたとおりでして、基本的には本人さんが、原因者が除去する、あるいは処理するというのが基本でございます。そういった危険木を発見しましたら、所有者の方に連絡いたしまして、撤去なり対策をお願いしますというふうにやりますんですけども、なかなか本人さんの方ですぐ処理していただく事例っていうことが対処がなかなかしてもらえません。しかしながら、道路等に倒れかけとって危険な状態をそのまま本人さん本人さんというふうになかなかできませんもんですから、最終的には町の方で処理していくという形にしております。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 ということは、お願いをして自分でやっていらっしゃる方もいるし、ずるしてやらんと町がしてくれると、こういうことかどうかということなんですけど。

三鴨課長 実際、本人さんが撤去された事例はありません。

塚田委員 例えば14年度でどれくらいありましたですか、町内。

三鴨課長 件数ですか。

塚田委員 件数。

坂本会長 どうぞ。

仲田補佐 具体的な件数ですけども、14年度に関しては4件くらいございました。

塚田委員 ああ、そうですか。よろしいです。わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 済みません。16ページの会見・溝口・岸本地域振興株式会社のところなんですけれども、この関係について、当然今、溝口、岸本も合併ということで、合併時期も

10月1日と現在のところなっているのですが、その中でも会見町のみ関係ですけども、会見町の例によるということで載っておるわけですが、これは合併までに協議しながら調整するというにとってもいいわけですから、その辺どうですか。

坂本会長 三鴨社長がたまたまおられますので、この件については三鴨社長の方からお答えいただきたい。

三鴨副会長 基本的には、合併しても4町でこれをやっていこうという話で話し合いはしております。ただ、まだ私も協議会等で当然そこら辺は、あるいは議会で了解いただくということでいいだろうなと思いますが、今そういう調整をしておるということで理解いただきたい。

佐伯委員 なら、4町ということで今現在出資金等々もありますが、この4町ってというのはおかしいんですけど、こちら2町で一つになりますし、それから岸本、溝口が一緒、一つになりますから、2町が同じ条件でという考えで……。

坂本会長 福田委員。

福田委員 1ページの農政審議会の関係で説明がなされたわけですが、若干そのあたりでの状況も理解はいたしております。ただ、説明がございましたこの西伯町の中での6名の議員がいる問題ですが、確かに西伯町議会の中でも議員が審議会から参加をしない方向というを議論した経過も実はございます。そういう経過の中で、会見町さん側の方で各機関及び団体代表、学識経験者、この文言はわかります。各機関という状況で、さらに委員数が20名以内ということで規定で決めていらっしゃるようですが、それを16名で抑えておられるわけございまして、できることならば各機関どういう状況から委員の選出がなされているのか、できましたらお聞かせいただきたいというのが1つでございます。

それから、5ページの集落営農の関係でございますが、これもここに書いてあるとおりかとは思いますが、西伯町、該当なしということでここでは、現実にそうなっているかもわかりませんが、以前には集落営農を組織化なりいろいろと取り組んできたいきさつがあるわけで記憶しておりますが、現在ないとするならば、町としてほかの施策をやることによってこのことが一頓挫したのが、全く行政の呼びかけをしたにもかかわらず、このような現状になったのか、記憶があれば聞かせてほしいなど。かなりのものができておったような時期があると思うんですが、今はそれが全く皆無になってしまったということなのか、できましたら、17年度以降で調整をするということですから、集落営農の物の考え方、行政側としてのどのようにお考えになっているのか、その点について、2点だけちょ

っとお聞かせいただきたいなと思います。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 前段の御質問の農政審議会委員さんの中身についてですけれども、別添資料の5ページをごらんいただきたいと思いますんですけれども……。

福田委員 ありました。ごめんなさい。

三鴨課長 それをごらんいただけたらと思います。

それから、2点目の集落営農の西伯町さんの、過去にはそういうものもあったのだけれども、該当なしというのはどういうことかということですが……。

真壁主幹 産業課の真壁ですけども、集落営農につきましては現在、国の方が法人化ということを出してございまして、そういう法人化した集落営農部会というのは西伯町ではございませんでした。来年度御存じのように米政策のみが転換があるわけですけども、それに向けて現在説明会等開いておるところでして、具体的なビジョンを西伯町でつくって、どういう担い手で西伯町の農業をやっていくのかということは今、協議中ではございまして、その中で具体化をしていくというようになると思うんですね。以上でございます。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 よろしいです。

坂本会長 先ほどの農村振興公社の内容について問い合わせができたようですので、長尾君の方から説明してください。

長尾補佐 それでは、振興公社の方の機械の保有台数についてお答えいたします。

まず、コンバインでございますが、3条と4条がそれぞれ1台ずつ、計2台でございます。それから大豆コンバインが1台でございます。それからトラクターが31馬力のものが1台、それから田植え機が4条のものと5条のものがそれぞれ1台ずつございます。それから乗用管理機が1台、それから3トントラックと軽トラックがそれぞれ1台ございます。以上です。

坂本会長 それともう一つあると思いますけど。

長尾補佐 それから、収支が黒なのに補助金が出るがという御質問に対してでございますが、昨年、14年度ですが、13、特に14年度がうちの大豆の転作が相当多くなりまして、これは地震の関係もございまして、一部水が行き渡らない地帯がございまして、そのあたりが集団的に大豆の転作をされたということと、それと中山間事業を実施しております圃場整備が14年度に完成してまいりまして、その終わりました代かきが大変でござ

ざいまして、開発公社がっております大型のトラクターによりまして、代かきの部分を受委託していただいたというようなことで、そのあたりで相当作業量が多くなってきました。そのために一応最終的な収支をいたしましたところが黒字ということでございまして、基本的には収支バランスをとるとというのが原則でございますので、その受委託の量がまたことしもそのままあるかということ、そのあたりも微妙なところもございまして、とりあえずはそういうふうな決算になっておるようでございます。

坂本会長 宇田川委員、ほかありますか。

宇田川委員 いや、聞くだけで結構ですので。次回にしっかりと発言をさせていただきますので、聞くだけで結構でございます。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 女性の視点でちょっと3点ほど文章を見て感じましたことを言わせていただきます。

まず、3ページの特定農地貸し付けで、西伯町さんが市民農園整備っていうことを、一番下の行ですけれども出ておりますよね。私はこれは前からこういうのがあればいいなって思っております、会見町はまだないものですから。こうして新しくこちらに住まれる、町から引っ越して来られた方ありますけれども、せっかくいい環境ですので、自分でつくったものを自分で食べるという、そういう幸せを味わっていただきたいと思っておりますので、この辺は力を入れていっていただけたいと思います。

それから2点目は、6ページです。 番の経営対策体制整備推進事業で、西伯町さんは環境にすごく重視した町づくりにしておられまして、エコタウンさいはくの理念に基づきって言葉が出てきますよね。そして資源循環型の有機農業ということが、これはこれからとっても大切なことでして、こういう視点で農業も取り組みたいと思っております。今、農業廃棄物を会見町ではJAの方で年に2回収していただいて、まあ有料ですけども、こういうことには力を入れて、農業は環境を害するいう、そういう産業であるということ、きちんとして心に持って、そのふうに、特に男の人ですけれども、昔からの考え方というのですが、吸いがらでもぱっと道路べりに投げる人もたくさんおられますように、肥やし袋でもとにかく農薬の入っていた袋でもきちんとして処理されないってというのが目に余る状態ですので、そういうことを力を入れていただけたいと思います。

それからもう一つ、ここにはこの中には該当してないかもしれませんが。強いて言えば青年会議のことが出てますよね、何ページでしたかいね。それに関連するかもしれませんが

ども、後継者育成の問題です。今、農業を担っておりますのは女性が6割を占めているということを県でも言われてますけども、本当に兼業農家においては女性がとっても頑張っております。そういう中で、農業がこれからずっと続いていくためにも、そういう頑張っている女性を支援する、我が家も専業で農業してますけども、私がこうして出られますのも家族経営協定っていうのを結んでおりまして、こうして研修も仕事のうちなんだよということをちゃんと家族に認めてもらって、きちんと出られる状態にしております。そういうことで、これも男女共同参画社会の考え方に基きますけども、そういう考え方をこの農業分野にもきちんと入れて、できたら何かの形で文章化してもらおうか何か、わからないですけども、そういう担っているのが女性である、女性っていうか、後継者をきちっとつくっていくという、これからも農業が続いていくっていう、そういうものを目指していけるような何か文章化みたいなものが欲しいと思います。以上です。

坂本会長 事務局は何か見解はありますか。

三鴨課長 おっしゃられるとおりです。

坂本会長 じゃあこれは御意見を伺ったということにして進めたいと思います。

磯田委員。

磯田委員 1点だけ。1点いうのか、学校給食の件なんですけれども、合併してからでも学校給食は各町の例によるってなっておりますけども、おのおののセンターを生かしたものになるんでしょうか。学校給食、合併してからでも一緒に、統一はなさらないんでしょうか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

坂本会長 三鴨課長。

桐林次長 お尋ねの趣旨は、給食センターがどのような形になるかということが前提になって疑念がおりというふうになるのでしょうか。

磯田委員 これはどういう格好で書かれておるんでしょうか。学校給食は各町の例によるというて。

桐林次長 当面、今の各町にあります給食センターは、合併からしばらく、いつまでかはちょっと今ここで申し上げられませんが、そのままの形でしばらくはそのままあるだろうという、そういう前提でそれぞれの給食センターと各町域の関係において、各町の例によるという考え方でございます。給食センターの統合というようなことが今後出てくるかもしれませけど、今の段階では不確実な事項でございますので、確実な事項を前提として、このような考え方になっております。以上です。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 加えてちょっと中身につきまして説明させていただきます。

課題のところでもずっと書きましたですけれども、今、学校給食に供給しております食材が会見町ですと米とタマネギ、この程度で現状やっております、給食センターを。それで、西伯町さんの方は詳しくわかりませんが、それぞれがどういう形で食材の供給をしているかっていう、そういうノウハウはまだ一致しておりませんし、会見町の場合もこれから野菜ですとかどんどん広げていって、できるだけ地場産のものを子供たちに供給したいという思いがありますけれども、当面の間は施設の説明がございましたけれども、そういう供給の仕方についても当面はそれぞれの地域のやり方をして、合併後に改めて統一した形態というものができればいいというふうに思っておりますが。

坂本会長 よろしいですか。

磯田委員 はい、わかりました。

坂本会長 ほかにございますか。

塚田委員。

塚田委員 済みません。14ページの有害鳥獣の対策、これをちょっと教えてもらいたいです。会見町の方では、西伯町ではイノシシだけしかやっていないんですけど、会見町ではカラスやらヌートリアという部分をやっていらっしゃるんですが、これの14年度の実績、どれくらいこの実績が上がるものですかと、もう一つ、カラスの駆除っていうの、これは撃ち殺すと、撃ち落とすということなんでしょうか、ヌートリアはどうですか。それについて。

坂本会長 どうぞ。

仲田補佐 カラスは猟友会さんの方で散弾で駆除していただいております。

宇田川委員 その中身言わんとわからんのです。中身を、言わんけんわからんだ。カラス何で撃つかってっていうことだって、その中身を教えてあげんけん。

仲田補佐 JAの果実部さんの方から、梨にかなりその被害があるということで御相談がございまして、それで現地の方で猟友会さんの方に御協力いただきまして、散弾等で駆除しようという状況でございます。

それからヌートリアの方ですが、これは田植え時分になりますけれども、植えた苗をヌートリアが、食べるので、それをわなをかけて駆除をしているというような状況です。

塚田委員 実数は何ぼですか。

仲田補佐 カラスの方ですが、とりあえずいう猟友会さんの方をお願いするのは400という数をお願いします。ですが現実的にはなかなかそこまで駆除し切れないというのがございます。実数的なものは具体的な数字っていうのは今ちょっと手元にはございませんが、記憶でいきますと200前後ぐらいというぐあいに記憶をしております。ヌートリアの方ですが、これにつきましては1頭、2頭、そういうような数字ということでございます。

塚田委員 イノシシは。

仲田補佐 イノシシは、ことしはよく出る、豊猟でございます、現段階で15頭とれております。9月までのお願いをしておりましたが、こういう状況でございますので、1カ月延長いたしまして10月末まで駆除期間ということでお願いをしております。

塚田委員 結構です。

坂本会長 よろしいですか。

ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 済みません。ちょっと勉強という形でお聞きしたいわけですが、郵便局があります、緑水園。あれは、今現在は公社になってますけども、いつぐらいまでにそれをされて、どういうぐあいに申請された、申請というか、勘違いしとったかもしらんですが、なかなか郵便局なんていうのは、あっちもこっちも、あるいは役場庁舎内に郵便局を設置するなんていうことはなかなかできんじゃないかと思っておったんですけども、ここでは簡易郵便局を設置されて、委託料を払ってというということなんですが、そのあたり若干説明なりを。

坂本会長 事務局。

奥山室長 事務局でございます。

中谷簡易郵便局でありますけれども、賀祥ダムができる前に上長田郵便局というものがございまして、それが水没するわけでございまして、それで西伯町が引き受けまして、それを振興会に委託をしておるとい実態でございます。よろしいでしょうか。

坂本会長 いいですか。

佐伯委員 はい。

福田委員 もう一つ。

坂本会長 福田委員。

福田委員 15ページと17ページの関係で若干聞いてみたいと思いますが、の農産物の加工施設ということになっておりまして内容が書いてあります。これよくわかりますが、これに付随するような格好の、17ページでございます。大豆加工所、西伯町の方はよくわかると思うんですが、特に施設を管理ですから、こういう書き方をしておかなきゃならんということも十分わかります。がしかし、新しい町づくりの中はやはりもう少し整理をして、できれば拡大をし、特産物の生産拠点のようなものを発展をする方が望ましいじゃないかなという気持ちも含めてお尋ねをしておきたいと思うんですが、特に番の場合は、目的云々が書いてありまして、恐らくその当時はこのことに一生懸命施策として取り組まれたんだと思いますし、建設年度も恐らく20年近くなってくるわけでございます。したがって、同じ加工施設に、建物だけはわかりますが、特に申し上げます西伯町の豆腐というのは結構今、あちこち、まあ値段は高いですけども、地場産の大豆を使って商品化をしていくという内容の中でありまして。したがって、西伯町では特に室長さんも御存じのように、一集落、金山では県の補助金100%でその集落に加工施設ですか、ああいうものをつくっていらっしゃるといって地域の活性化のシステムをやっておるといって。したがって、ここらでは調整ですから余りくどくど申し上げませんが、やっぱり産業振興の中での特産とか、そういうものの中で今後生かしてほしいなということで、特に要望的には申し上げておきたいと思っておりますので、そういう意味で特にここでもありますように、いろんな農業に関する項目の中で、非常に長い間議会で予算書を見させていただいても、なかなかいろんな補助金の関係とかこの施策の関係で難しい問題があるな、難しいというかわかりにくい点が多いなということがありますので、この際ですから今後の課題として要望して、発言とさせていただきたいと思っております。

特にここでは豆腐とか云々言いませんが、特に農産物が特産化、柿の問題も、あるいは会見町のナシの問題、いろんな問題が今後は新町となれば、その地域の特産としてやっぱり売り出しとか広くPRしていく必要があるということもつけ加えまして、ひとつ、特にあれば今日回答いただいてもよろしいでございますけども、今度でも、もう少しあるいは町づくりなんかの新町計画の部分ではお願いをしておきたいというように思います。

坂本会長 ということですが、何かコメントありますか。

三鴨課長。

三鴨課長 先ほどは大豆加工所の絡みで御質問いただきましたけど、会見町の特産品の関係も十分に、えぶろんという施設ですけど、うちの場合は、大豆の加工もしております、

豆腐もつくっております。特産品もそこで開発、皆さんやっております。委員もおっしゃられるとおり西伯町ではそういった施設もそういうものと特産品も絡めながら、今後の方向性というのは産業課長の方でまた、西伯町さんの方と調整したいと思えますけれども、おっしゃられること、わかりました。

福田委員 よろしいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、終わりにしたいと思いますが、これは会長の方から一つ言わせていただきたいと思います、盛りだくさんの調整項目で、なかなか調整も難しかったのではないかと思いますけれども、ほとんど新町において調整するということになっております。今度本当に協議のときには、1つや2つでもやっぱり話し合っすり合わせしていただきたいと思いますというように思いますので、よろしく願いを申し上げて、この項については終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

そういったしますと、提案事項の2番に移らせていただきます。条例・規則等の取り扱いについて、これを議題といたしたいと思えます。

事務局。

桐林室長 それでは、提案事項第2号につきまして御説明を申し上げます。

本日の資料の方ですけれども、6ページからと、それから別添の提案事項別紙の方でいきますと23ページからが関連の項目になっております。

内容でございます。新町における条例・規則等の取り扱いについては、下記及び別紙のとおりとするというものでございます。

下記の内容でございます。まず基本方針でございます。条例・規則等の例規については、合併協議会の協議結果に基づいて調整し、「2 施行方針」の区分に従い施行するというものでございます。

「2 施行方針」でございます。4区分でございます。ちょっとこれお時間いただきまして説明させていただきたいと思えます。

まず即時でございます。これはおおむね5つの項目に該当するものを想定しております。まず1つが、法令により必ず設置することとされている事項に関するもの等で、町政執行上空白期間の許されないものでございます。2番目でございますけれども、新町の組織及びその運営または職員等の勤務関係に関するものでございます。3番目でございますけれども、

公の施設等の設置・管理に関するもの。それから4番目が、両町が同様の施設をもって行っている事業に関するもので、統合する必要のあるもの。5番目が、その他合併協議会において新町発足時に統合することとされた事項に関するものでございます。

この即時施行というのは文字どおり新町発足の日、その日に公布して施行するものでございます。この施行するものでございますけども、合併のした日にはまだ新しい町の町長というものが存在しておりませんので、新町の町長の職務を行う者、これは一番最初の第2回目あたりで一遍御説明したことがございますけども、そのときの町長の代理ではなくって、この場合は職務を行う者ということになりますけども、その者の名において行うということになります。別表の区分でいいますとAという施行区分が入っているものになります。

別添資料の23ページを見ていただきますと、例といたしましては、整理番号の1番、町役場の位置を定める条例あるいは5番、公告式条例、こういうものが当然即時施行の分類になってると思います。これはあくまでも専決という手続になりますので、新町発足後最初の議会において、こういう条例を施行いたしましたということを報告するという義務が生じるというふうに考えられております。

2番目でございますけども、漸次施行という区分がございます。こちらは新町発足時には必ずしも要さないんですけども、新町の運営上必要な事項に関するもの、あるいは合併協議会において新町において調整することとされた事項に関するものでございまして、これは議会が設立されました後、順次制定していくということになります。これは町長が当然この時点ではおりますので、町長の名において公布・施行するというところでございまして、施行区分はBでございます。当然条例につきましては議会の審議を経るわけでございますけども、その他のものにつきましては、規則等につきましては、おのおの手続が違う、あるいは決定者が違うということでございます。

例を申しますと、また23ページにお戻りいただきたいと思いますが、整理番号の10番に議会議員の定数条例とございまして、これはAの区分になってございます。当然あらかじめ議会定数が決まっておらなければ選挙ができないということで、そこはAになるわけでございますけども、11から22番、議会の開催回数を定める条例でありますとか、議会の会議の規則でありますとか、こういうものがBの区分になります。特に議会の規則等につきましては、当然町議会の自律権におきまして決定していくものでございますので、議会が発足後ということでBの区分になるということでございます。

それから、3番目の区分が廃止でございますけども、新町において不要なものと言
いようがないんですが、これは新町発足の前日と書いてありますけども、新町の発足の前
日、すなわち旧の町がなくなる日をもって廃止になるもの。施行者というのがないとい
うことで、括弧書きで新たな手続を要しないというふうに記載しております。これにつま
ましてはまたちょっと参考のところの説明で御説明いたしたいと思います。施行区分でいき
ますとCでございます。

別添の方でいきますと、例といたしまして、24ページに51番から53番というよ
うなものがございます。これは旧町のおきまして、もとの規定の書き方が縦書きにな
っておったものを横書きにするというような事務的な手続の定めをした条例でございま
すけども、これは旧町が存続している間につきましては当然その内容が必要でございま
すので必要なんですが、新町になりましたら今すべて横書きになっておりますので、横書きの
条例を最初からつくりますので、このようなものは必要でなくなると、こういう趣旨の
ものでございます。星印を頭につけておりますけども、通常の廃止手続ではありません。通
常の廃止手続ですと、これは何々の条例を廃止する条例というような形で、改めて条例と
いう形をとりますけども、これは今言いましたように、摘要にずっと書いてございま
すけども、施行ではないけども整理上記載が必要ということになります。この理由につ
いては、先ほど申しましたように、また後ほど参考のところの説明で申し上げます。

それから暫定でございます。これは、両町において同一の事務につきまして違った取り
扱いをしている事項で、新町発足時には統合が困難なもの、なおかつ旧町の制度をおの
のの区域に行うというものについてこういうことが出てまいります。また、新町発足後
にはそういう事務は行わないんだけども、旧町時代に行った事業につきまして、精算の事務
ですとか、そういうものがあるということで残しておかなければいけないというような
ものでございまして、これも新町発足の日に新町の町長の職務を行う者が専決施行する
というもので、別表の施行区分のDでございます。

事例としては、今のところ別表では一応記載しておりません。その理由につきましては、
2のタイトル、旧町において行っていた事務に関して整理等を行うために必要なものとい
うのがこれは出てくるんですけども、可能な限り新しい町におきまして、それぞれの旧町
の区分において内容が違う場合でも、新町条例というような形で改めて整えていくことが
新町の発足にはふさわしいんじゃないかということで、可能な限りそういう努力をしてい
きたいという意味でございます。

めくっていただきまして、8ページの参考事項でございます。1番は、市町村合併におきます条例・規則等の原則でございます。

(1)は新設合併、すなわち対等合併の場合でございますけども、この場合、この合併協議会でとる方式でございますけども、この新設合併というのは、もともとありました市町村を一たん全部廃止いたしまして、その廃止した区域をもちまして新しい市町村を別途つくる手続ということになります。これに伴いまして、もともとの市町村が持っておりました条例・規則等は、一たんすべて効力を失うということになるわけでございます。仮に旧町で行っておったものと全く同じ文言の条例を施行する場合でありまして、改めて公布・施行の手続が必要ということになるということになります。したがって、新設合併の場合につきましても、基本的に合併前に条例・規則等の例規をすべて整えておく、準備をしておく必要があるということがございます。先ほどCの区分で申しましたとおり、旧町時代使っておったけども、新町になったら要らないよという内容のものにつきましても、旧町が廃止されるということに伴いまして、その新町で引き継ぐ必要のない内容はすべて廃止となりますので、改めて廃止上の手続をしなくても、自動的に廃止されるということになるわけでございます。

なお、(2)番は参考まででございますけども、吸収合併、すなわち編入合併でございますけども、これはいずれかの市町村に他の市町村をくっつける、入れてしまうという手続でございます。いわゆる制度につきましても、編入する市町村の制度、ここはわかりやすく名前が残るといふふうにしておりますけども、名前が残る市町村の制度を名前が消える方の市町村にどんどん適用していくというやり方でございますので、原則として条例・規則等も残ります。ただし、編入される方の地域の実情が極端に異なる場合は、例えば課税の率が物すごく違うという場合は、しばらく経過措置を必要とすると。いわゆる不均一課税などにつきましては、部分的な調整を行っていくと、こういう流れでございます。

それから2番でございますけども、条例・規則等の作成における基本的事項といたしまして、用字・用語、使っている文字とか言葉につきましても、現在会見町の方にはどういう文字の使いをしようとかという規定が明文にございます。西伯町の方におきましても、当然内容的には同じということでございますけども、明文の規定が今ありませんので、今あります会見町の例によりまして進めていこうということでございます。

この案につきましては、ちょっと今ここで、どれぐらいの条例等があるか参考までに申し上げますけども、西伯町の方で条例が205本ございます。条例につきましては西伯町

が205本、会見町が147本。これ実質的に重複しているものがございますので、私のはじいたところでは、この新しくつくらなければ、調整だけであれば217本になるかなというふうに数えております。それから規則でございますけども、西伯町が155本、会見町が137本でございますけども、これを調整だけすれば239本になるかというふうに考えております。

この条例・規則等は、過去50年間にわたって順次制定されてきたところでございます、一どきにつくったものではございません。このような大量な条例・規則を、現有の町職員だけですべて作成事務をやるというのは大変ということで、現在、例規業務を委託しております、「ぎょうせい」の方に原文をつくらせるということを計画しております、これは既に予算の方、承認いただいております。

じゃあ出てきたものは右から左にこれをやりますということからいうと、そういう丸投げはいたしません。作成された案につきましては、各専門部会におきまして検討いたしまして、必要な校正等を行って成案を得るということを考えております。

その時期でございますけども、即時施行を行うべきものにつきましては、遅くとも来年の7月中には形を整えようというふうに考えております。そのままのものにつきましては漸次というふうに言っておりますけども、事実上この合併前にあらかたつくってしまっておこうというふうには考えております。

主要条例等につきましては、順次中身ができました段階で合併協議会の方に提案、提出いたしまして、内容の確認をいただきたいと思っております。先ほど申しましたような町制施行に対する役場の位置を定める条例でありますとか公告式条例というようなもの、あるいは定数条例、こういうものにつきましてはこの主要なものに該当するというふうに考えております。

説明としましては以上でございます。

坂本会長 提案事項第2号、条例・規則の取り扱いについて説明をいただきました。

委員の皆様方の御質疑をいただきたいと思っております。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ、私の勘違いでいるのかもしれませんが、実はBの表示のある条例の中に、議会の事務局の設置条例がBになっているんですよ。こんな合併あるいは新設なんで、それでいいのかなというふうに思えんでもないですけども、実は新しい議会をつくったときに、既存の調整全般ですけども、事務局が招集かけるんですよ、事務局長

名で。事務職員のやる部分が結構あるんですよ、新しい議員構成にかわったときに。4年に1遍ずつやってるわけなんです。そうすると、事務局の長がおらないと議会を、まあ招集は町長が当たられますけども、事務が頓挫してしまう可能性が出てくりゃせんかなと。ただ新設なんで、職務執行者がすべてをやられるっちゃう何か1項目、公文があればこれは問題ないんですけども、この点についてはちょっと精査をして、場合によってはAランク、初めつくっておかないと事務局の設置がしてないと、事務局長が最初の議席の準備のこととかなんとかすべてやらないかんはずなんですよ。設置条例がつくってないと、議会の事務局だけが最初にないということになるのでちょっと精査お願いします。

坂本会長 はい。

桐林次長 この場でお答えいたします。

事務局自体はこれは事実上どこかに存在しなければいけませんけども、この事務局の設置条例自体は議会の専決事項でございますんで、事実上どこかに合併のときは職員を配置しておりまして、事務をやっていただくんですけども、局自体の設置は議会が行うという流れになろうかというふうに理解しております。

森岡委員 その点は大丈夫ですね。

桐林次長 先ほどの中でございましたように、最初の議会の招集も町が行いますけども、その行った上ですべてこれ決めていくという流れになるというふうに理解して、これは新町の発足時はそういう形になるというふうに理解しております。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 心配したのは、職員の定数条例とかなんかというものも別につくりますよね。議会の事務局の設置条例をつくらんとそこに配置ができないということだって起こり得る。そういったことからすれば、議会の専決事項だとはいうものの、議会事務局の設置っていうものは、あとの規則とか何かについてはそのとおりだと思う。その局の設置条例がないところに局長を配属しておくことが可能なかどうか。それで、あつて新しい議会が構成されたときに多分局長の辞令とかなんとかっちゃうものは当然そうなるんでしょうけども、そこら辺がちょっとこれふと眺めたときに、はてなと思ったもんだけえ、それからです。

坂本会長 それ。

はい。

桐林次長 議会の実事実上の事務を行う者につきましては、例えば総務課つきというふう

な形で、当面は町長部局に置いておくしかないというふうに考えております。

ちなみに会見町の場合は、新町が発足いたしましたのが30年でございますか。議会事務局の設置は、手続上は33年になっております。ちょっとこれは事実上どうなっているのかわかりませんが、ずれがあるものだと、これちょっと今、恐らく30年の11月とかそんな時期だったと思ったんですけど、ちょっと違いますけど、多分事実上ずれておるといふふうに認識しております。

森岡委員 うちで条例見とらんけん。見てから、聞きゃあわかるだと思っけんけど、ちょっと気になりましたんで。

坂本会長 このA、B、C、Dの区分はわかりますかいね。御理解いただけましたか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

桐林次長 済みません、1つ補足だけど、今の区分につきましては、議会はこんなんですけど、ほかの部分につきましてはBがAになったり、あるいはAがBになったりというのは今後の調整の流れであろうかと思っておりますので、ここに書いてあるのは一応暫定ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

坂本会長 ないようでございますので、以上で提案事項については終わりにしたいと思います。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

下水道業務の取り扱いについての報告を受けたいと思います。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の9ページをごらんいただきたいと思いますが、報告事項第1号、下水道業務の取り扱いにつきまして、新町における下水道業務のうち、下水道維持管理(合併浄化槽)の調整方針につきまして、10ページのとおり調整いたしましたので報告するものでございます。

前回の協議会におきまして合併浄化槽の維持管理の記述がないという指摘がございまして報告するものでございます。ごらんいただきたいと思っております。

合併浄化槽であります、まず維持管理でありますけども、事務所の維持管理の方法が、西伯町は町がやっております、会見町は業者委託ということでございまして、調整方針はここに欠落しておりますけども、西伯町の例によるということをつけ加えていただきました。

いと思います。

個人設置であります。これはこれまでのものでありますけども、町と土地所有者が無償使用貸借契約を締結いたしまして、西伯町では施設を寄附採納して町が管理をするということでありまして、会見町は契約で管理をするということでありまして、これらについては既に完了していただきまして、これは各町の例によるものでございます。これからしようとするものにつきましては、両町とも同じ扱いでありまして、無償使用貸借契約を締結いたしまして、町が処理施設を設置して管理するものでございまして、両町の例によるということでございます。よろしく願いいたします。

坂本会長 今報告をいただきましたけれども、若干取り扱いが違っておりましたが、ここを整理したということでございます。よろしゅうございませうかいね。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは以上で……。

奥山室長 議長、ちょっと1つ追加の報告が落ちとりますので。

坂本会長 追加があるようでございますので。

桐林次長 それでは、報告事項追加を御説明いたしたいと思っております。

本日、テーブルの上にお配りしておりますけれども、昨日、新町の名称の候補に関する参考意見が1件寄せられております。趣旨としましては、西伯町という名前がいいというものでございます。またお読みいただければと思っております。

あわせて、次回の合併協議会の一番最初の協議事項といたしまして、新町の名称の絞り込みを行う投票を行っていただきたいというふうに考えております。したがって、以前にお渡ししておりますような参考事項等をまた御一読いただきまして、投票にお備えいただきたいというふうをお願いする次第でございます。以上でございます。

坂本会長 よろしゅうございませう。(「はい」と呼ぶ者あり)

そうすると7番にいけばいいですか。7番で、今後の協議会の開催日程について事務局の方から確認をしていただきたいと思っております。

はい。

奥山室長 事務局でございます。

ここに書いておりますけど、14回会議につきまして10月28日、西伯町役場の方で行います。15回会議につきましては、11月の12日、会見町役場の方で行います。それでどちらも午後の時間でございます。

ちなみに年内の予定をつけ加えさせていただきたいと思います。16回の会議を11月の22日土曜日でございます。これは午後でございます。西伯町の方で考えております。17回を12月6日、これも土曜日でございます。午後、会見町の方で行います。それから最後の18回を12月の25日木曜日、これは西伯町の方で考えておるところでございます。もう一度読み上げます。16回は11月22日土曜日、午後、西伯町で行います。17回、12月6日土曜日、午後、会見町で行います。それから18回は、12月25日木曜日、午後、西伯町の方で予定をしておりますので、一応のまた予定に入れられていいんではないでしょうかというふうに思います。よろしく申し上げます。

坂本会長 ではひとつ御確認をいただきたいというふうに思います。

最後はいつかいな。

奥山室長 25日。

坂本会長 8番目のその他に移りたいと思いますが、皆様方の方で何か、事務局の方からでも何かあれば。ありませんか。

予定しておりました時間になりましたので、ここできょうの会議を閉じさせていただきたいと思います。

最後に、三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただいて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

三鴨副会長 今日は遠路花回廊までお出かけいただいて、貴重な意見交換していただきまして、厚くお礼を申し上げます。

御案内のように会見町は、また再度、住民投票6分の1の動きが出てまいりまして、皆さんに大変御迷惑、御心配をおかけいたしますが、いろんな部分で御理解御支援をいただかなければならないかと思っております。もうあと1年ほど、よろしく願いいたします。

私も、両執行部も、それから議会の方ももう大半がこの2町合併、今大変楽しみにしておりますし、気持ちは一切変わってないと思っておりますし、このままでぜひ場所だとかポストだとか、あるいは名称だとかにこだわらずに、ああよかったなという町を目指して努力していきたいなと思っております。

いずれ大きく合併しようと、小さく合併しようと、かなり厳しい部分はありますけども、余り不安がらずに、場合によっては自給自足でもするような思いであれば、恐れることは一つもないわけでありまして。人の関係あるいはその環境のよさ、こういったものが生きがいの一番大事な部分だろうと思っておりますので、そういった意味では同じ風土を持った、

歴史を持った、この2町での合併がよかったなと私はつくづく思っておるわけです。単町でいかれるところはかなり厳しくはありますけども、また倉吉が、坂本会長のあいさつにありましたように、かなり揺れ動いておるとい状況の中で、県下でも一番スムーズにしているのが、この2町合併ではないかと私は自負しております。

ぜひこういった部分で将来に向けての大局的な局面に立って、仲よくいい姿でいきますように願っております。ありがとうございました。

(閉会 4時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員